

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 128  
2016.4.18

## 医療・福祉問題研究会 第 123 回例会

日 時： 2016 年 5 月 21 日（土）午後 3 時～5 時

会 場： 金沢市松ヶ枝福祉館 親子プレイルーム（3F）

テーマ： 高卒若年女性の労働と生活

報告者： 杉田真衣さん（金沢大学人間社会学類）

1990 年代後半以降、若者の〈学校から仕事へ〉の移行が大きく変容したことは周知の事実です。しかし女性をめぐる状況については、これまでさほど注目されてきませんでした。近年ようやく「女性の貧困」が取り上げられるようになりましたが、若い女性たち一人一人がどのような仕事や生活を強いられ、そのなかでどのように生きぬいているかについては、まだまだ明かされていません。

報告者は、女性でありノンエリートである、つまり二重に不利な状況に置かれた高卒の女性たちに注目してきました。そして、4 人の女性たちが高校を出てから 30 歳になるまでの 12 年間の軌跡を追うことを通じて、若年女性の仕事と生活の現状を描き出し、いまの日本社会の課題は何であるのかを明らかにすることを、『高卒女性の 12 年—不安定な労働、ゆるやかなつながり』（大月書店、2015 年）という本で試みました。報告ではその内容を紹介し、いま何が求められているのかについて参加者のみなさんと一緒に考えさせていただきたいと思っています。

皆さんの参加をお待ちしております。

※ 当日、例会に先立ち 13 時から運営委員会を開催します。ご都合のつく方はあわせてご参加ください。

## 社会保障改革プログラム法による介護分野の改革

曾我千春

「社会保障制度改革から読み取る「介護保障」の崩壊」と題し、日本の介護実態とその構造的な問題を報告させていただきました。今回の報告の資料をつくるにあたり、あらためて情報を収集したところ、2006年に京都の伏見で起こった認知症の母親を息子が殺めるという「承諾殺人」事件は、息子さんの自死（2014年）という非常な残念な結末でした。この事件は、根幹には貧困があり、そして家族介護の問題が重なったものでした。2000年に導入された介護保険制度は「介護の社会化」を高らかに掲げ登場した社会保障制度でしたが、介護保険制度が導入された後でも、このような介護殺人や介護心中はなくなっておりません。貧困の問題を解決せずして、自己責任が強要されている介護保険制度の利用は困難なものとなっています。

また、2015年6月30日には東海道新幹線のなかで71歳の男性が焼身自死しました。男性は35年間公的年金保険料をかけ続けていたにもかかわらず、受給金額は月に12万円と、居住する杉並区の生活保護基準よりも低い金額でしかなく、生活苦を訴えての自死でした。

改めて、貧困の拡大は生存権・生命権の侵害であることを広く提起していく必要があると痛感しました。

社会保障制度改革が進められていくなかで、公的年金の減額や介護保険制度の縮小と市場化は、低所得者層を排除し、暮らしと命を危険な状況にしています。自助・共助・公助の組合せが社会保障制度であるとする社会保障制度改革推進法は、命を奪う手段、生命権の侵害に当たる法ではないでしょうか。さらに一連の社会保障制度改革も同様です。

フロアーからは、「介護殺人・介護心中の被害者・加害者は介護保険制度を利用していましたか？」というご質問をいただきました。また「市場化というよりも商品化まで進み危険な状況である」、そして「社会保障だけでなく、教育の現場でも商品化が進んでいる。「地域貢献」といった至上命令等がでてきた」といったご意見をいただきました。ありがとうございました。ご質問・ご意見を承り今後の研究に生かしていきたいと思っております。

ご意見にもあるように、日本社会全体が、安保法制にはじまり文科省の管理強化と、非常に危険な状況を招いています。昨年11月に開催された、過労死防止学会の「過労死防止対策推進シンポジウム」に参加しました。その中で「貧困は民主主義を考える力を失わせる」というお話がありました。今、政策としての最重要改革として日本の雇用・労働条件の強固たる改善（使用者側の責任と法整備）、貧困の撲滅を、民主主義の土壌として提起していくことが急務であると思っています。

ご参加いただいた方、事務局のみなさま、ありがとうございました。

## 2016年 日本の平和・憲法・人権をめぐる情勢と私たちの課題

大田健志

講演は、「戦争法」に対する安倍政権の「執着」についてのお話から始まりました。「戦争法」の制定は、冷戦終結以降、長年にわたるアメリカの要望であったと解説。それに対して、日本の歴代内閣が「改憲を掲げると国民の支持を得られない」ことなどを理由に断念してきたことを、安倍政権は支持率の低下を恐れず、実行してしまいました。それこそが安倍政権の持つ「危険性」であるということでした。

そして、「戦争法」の問題点について。日本国憲法の下、自衛隊は「戦力」ではなく「国民の生命と暮らしを守るためのもの」として位置づけられています。ここには他国の「戦力」と大きな違いが二点あり、一つ目が「海外派兵」の禁止・集団的自衛権を持たないこと。二つ目が、武力行使と共に「後方支援」を制限していることです。しかし、「戦争法」は集団的自衛権を容認し、「後方支援」を解禁しています。これにより、日本が拒絶してきた「他国の武力行使と一体する活動」を行う可能性も生まれるのです。

さらに、国民による「戦争法」反対の取り組みの経緯も解説。「総がかり行動実行委員会」をはじめ、市民運動が幅広い世代・地域に広がったことが六十年安保闘争時の大きな違いです。そして、国民の動きに呼応して「野党共闘」が進むなど、「戦争法」反対という目標に向けて、これまで協力することのなかった団体間での新たな共同も生まれました。

終盤、「戦争法」廃止に向けた展望について、安倍政権に対抗するポイントを4点挙げて解説されました。第一に、「戦争法」廃止・改憲阻止の動きをさらに広めること。第二に、「共同」を守り発展させること。第三に、「戦争法」と、TPP、労働など「暮らしの問題」の両輪で闘うこと。最後が、憲法九条を生かすための現実的対案づくり。現在安倍政権を支えているのは「平和が好きだけど、何かあったら怖い」という「消極的な支持」です。その人たちに対して、ただ「反対」だけではなく、「憲法」の考えに立ち返って、対案をもって対話することが必要となります。

最後に、渡辺氏は「憲法は死んでいない、国民の中に定着している。」ということをお呼び掛け、お話を締めくくりました。

## 2 / 1 「生活保護基準引き下げ違憲処分取消訴訟」 関連報告

大田健志

今回は、弁護士会館にて会見（裁判中止報告）が行われた。当初、裁判を行う予定であったが、空転。理由は、金沢の生活保護裁判で右陪席裁判官をつとめている男性裁判官が、さいたま市の生活保護基準引き下げ訴訟の「訟務検事」であったことが発覚したからだ。

「訟務検事」とは、国が当事者となる民事訴訟・行政訴訟を担当する検事のことで、一言で言うと「国側の代理人」である。つまり、さいたま市で被告（国）の弁護をしていた検事が、金沢で裁判官として判決を下す側の立場になっていたということであり、その事実を知った原告側が裁判所に異議を申し立てたということである。

金沢の原告弁護団が行ったのは「除斥・忌避の申し立て」というものだ。「除斥」とは、その裁判官が裁判の結果により利害関係が生じるような立場の場合に、当該業務から排除されること。「忌避」は、除斥には当たらないが、公平公正な判断が難しいとされる場合に該当する。ちなみに、除斥や忌避に当たるとして自ら申し出ることを「回避」という。

今回、原告が申出の根拠として提示したのは民事訴訟法のうち、除斥の規定である第23条の1項5号「裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき」、さらに忌避が規定されている同24条の1項「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる」というものだ。

そして3月31日、金沢地方裁判所は忌避を認める決定を出した。忌避の申立てが認められることは全国的にも異例であり、今回の忌避認容について弁護団は野球に例え、「ピッチャーと審判が同一人物であり、ピッチャーの投げたボールを審判が全てストライクと判定するリスクがあるに等しい。裁判所は裁判の公正を害さないために適切な判断をした」とコメントした。今後の取消訴訟についても注視していきたい。

第5回公判は、7月11日（月）13時半から金沢地方裁判所で行われます。  
裁判傍聴に足を運び、引き続き原告を応援していきましょう。

